

令和2年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年7月13日（月）午後1時30分～午後2時45分
場所	さぬき市役所 附属棟 多目的室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～2号)
日程第3	非農地証明願について (会長提出議案第3号～7号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第8号～9号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号～14号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第15号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第16号)
日程第8	青年等就農計画の審査について (会長提出議案第17号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	無
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	谷木伸行

ざいます。建築面積が93.33㎡ございます。

お手元の資料の8ページから10ページ目をご覧いただきたいと思えます。沿革でございますけども、さぬき市●●、●●、●●●●●●から北西へ約1.9km、●●●●●●●●の西側に隣接しております。周辺地は山林が迫る農地と住宅が点在しております、申請者は平成4年に相続し、先代がわずかな平地に農機具倉庫不足を解消するために昭和50年頃に造成し建築、敷地は129㎡ございまして、スレート造平屋建て1棟、93.33㎡でございます。お手元の資料の9ページの右側ですか、内部のほうは10ページ目、撮影し、ご覧のとおり、農業経営施設として判断しているものでございます。

続きまして、会長提出議案第6号、地区番号4、受付年月日が令和2年6月25日。申請人は●●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況、山林、地積611㎡でございます。こちらのほうは申請理由と致しましては、自然災害により耕作不能となり、農地としての復旧困難となったものでございます。

お手元の資料の11ページ及び12ページをご覧いただきたいと思えます。沿革でございますけども、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●から南へ約1.6km入ったところの、●●●●●●●●の西側方向に位置し、周辺地は山深く南北に市道が横断している状況でございます。申請者は昭和63年に相続し、当該地は山林縁辺部にあり日照時間も限られ、平成16年に被災し、その後、復旧困難、管理難となり現在に至っております。また、もう既に荒廃農地として当該地は赤判定となっている状況でございます。現場の現況はお手元の資料の12ページで、印刷が黒うございますけども、ナンバー2の中央部でこんもりと盛り上がっている部分、奥にあるほうの盛り上がっている部分のほうが今回の申請地部分とご理解いただきたいと思えます。

続きまして、会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日が令和2年6月25日。申請人は●●●●●●の●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●●●●●番●●、台帳、畑、現況、原野、地積1,274㎡でございます。申請理由と致しましては、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し原野化したものでございます。

お手元の資料の13ページ及び14ページをご覧いただきたいと思えます。沿革でございますけども、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●●●から西へ約200m、●●●●から北西へ約170mに位置しております、周辺地は住宅と農地が立地しております。申請者は平成23年に贈与、聞き取りによりますと、譲渡人が管理している頃には当該地は山林化しており、やがて周辺地が住宅化及び近隣地にある工場地進出などから伐採し、その後現在に至り放置している状況でございます。状況はお手元の資料の14ページ目をお開きいただきますと分かりやすいかと。正面の原木、雑木、資料の写真撮影方向(2)で、立木がご覧いただけるかと思えます。以上、今回の非農地案件につきまして5件です。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

岡村義弘委員

3号については●●●●●●さんの畑ですけど、南にもともと山林がありまして、南から入る道があるんですけど、今の現況を昨日も見ましたけど、今、新しい大きい重機や機材が入るような道もなく、今、現況では、この辺もあと開墾とかそういう余地もなく、木ももう全然大きくなっていますので、山と認めざるを得ないということ。

4号の●●さんも、今この奥に元家が残つると思いますが、そのところで、今、喫茶店をやっているような状況で、家の周りだけはきれいなんですけど、その周りは、一抱えもあるような木、山林と竹やぶが物すごく多く、本当にもうどうしようもないということで、あと、説明については事務局の説明のとおりでございます。

大塚ノブ子委員 第5号につきましてお知らせ致します。●●の●●●●様です。これは12日に農委、推進委員で現地確認を致しました。農機具の保管場所または作業所として建てたそうです。これも致し方ないでしょうということで私たちは認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの説明をお願いします。

芳竹和政委員 それでは、6号議案についてご説明致します。10日に●●地区農業委員、推進委員で現地を見てまいりました。現状、山林化しており耕作不能と見られますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員 7月11日に●●地区全員で原野化した状態を確認致しました。致し方ないという結論を出しました。ご審議のほう、よろしくお願い致します。以上です。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第3号から第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号から第7号につきましてお諮りします。議案第3号から第7号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号から第7号までを原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号及び第9号を議題とし一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の3ページでございます。農地法第4条に基づく申請審議について、今回の4条の案件は2件ございまして、面積にして640㎡、4筆です。

それでは、個別の案件を説明致します。

会長提出議案第8号、地区番号は3、受付年月日、令和2年6月25日。申請人は●●●●●、●●●様。申請地は●●●●●番●、台帳地目、畑、現況地目、雑種地、地積は123㎡。転用目的は車庫、建築面積は46.46㎡。工事着完年月日が昭和63年7月1日から昭和63年8月30日、農地区分は第2種農地。備考と致しまして、無断転用で、資料につきましては15から16ページございまして、申請地の位置図を15ページの左側に掲載しておりますので、ご覧いただいたらと思ひます。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●から北東約25mに位置し、申請地の隣接は宅地、道路に接しております。土地利用

計画図等に記載されておりますように、申請人の住居敷地には車両置き場がなく、昭和63年頃、住居近隣の当該地に造成し建築したものであり、今般、改めて無断転用の是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第9号でございます。地区番号は3、受付年月日、令和2年6月25日。申請人は●●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番他2筆、台帳地目は2筆が畑、1筆が田でございます。現況地目はともに宅地、地積は3筆合わせまして517㎡です。転用目的は車庫、宅地拡張で、建築面積で271.69㎡。工事着完年月日が平成9年12月10日から平成10年4月10日、農地区分は第2種農地です。備考と致しまして、無断転用で併せ利用地がございます。資料につきましては17から18ページでございまして、場所は17ページの左側に位置図を掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●から西南約370mに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等に記載されておりますように、申請人は居宅建築当時、車両置き場がなかったため車庫を建築し、その後家族が増え車両台数も増え車両置き場不足になり、これを解消するために車庫、駐車場を建築したものであり、今般、改めて無断転用の是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 第8号、●さんについてご説明致します。●さんの車庫と駐車場は道路脇にありました。これは必要なものだろうと私たちも判断致しました。車庫があって、その前を駐車場にしておりました。どうぞよろしくご審議いただきたいと思えます。

第9号、●●様の説明を致します。●●様は、今、事務局から丁寧に説明がありましたとおり、立派な車庫が建っておりました。それと、その横に住まいも建っておりました。これは無断転用の是正ということで致し方ないと私たちは判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思えます。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第8号及び議案第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号及び第9号につきましてお諮りします。議案第8号及び第9号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号及び第9号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号から第14号までを議題とし一括上程致します。それでは、事務局より説明を求めます。

●●●●で、第2種農地です。備考と致しまして、資料が23から24ページでございまして、場所につきましては、23ページの左側の位置図をご覧くださいと思います。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●から北東へ約450mに位置し、申請地の隣接は田、道路及び水路に接しております。土地利用計画図等から、●●●地区の申請地近隣の分譲住宅の実績や当申請地区域での需要があることから当該区域での分譲用地を探していたところ、高齢で自作が困難となっていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。本事業計画として、分譲住宅用地2棟平屋建て、231.03㎡です。地元土改良区をはじめ水利組合の同意も整っております。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員 第10号、第11号、第12号を7月12日、現地確認をみんなで行いました。それで、●●さん、●●さん、●●さん、3件分合わせて11枚、5,598㎡と広大なものですが、太陽光発電設備ということで、致し方ないでしょうということで私たちは認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

佐藤恭一委員 ●●さんの案件なんですけど、今回、相続前にたくさん農地転用の申請があったのかかわらず、無断転用の申請が今出てきたというのが、いささか私は不思議に思うんですけど、14年頃から、事務局の説明のように、無断転用しとったものを今回是正を出してきたので、もう元どおりになるわけもない案件ですので、止むを得ないという結論になりましたので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

十河道夫委員 第14号ですが、事務局の説明のとおり、周辺は既に宅地化しております、問題ないと判断致しました。ご審議のほうよろしくお願ひ致します。以上です。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第10号から第14号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第14号までにつきましてお諮りします。議案第10号から第14号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第10号から第14号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第15号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号34番が私、農

地中間管理事業対象農用地の19番から22番、24番が藤澤委員、27番が松岡委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第15号についてご説明致します。

個人が10件、法人が8件、中間管理機構が18件の合計36件となっております。36件のうち新規が29件、再設定が7件となっております。36件のうち賃借権が3件、使用貸借権が33件となっております。賃借権の内訳としまして、物納1件、1,000円が2件となっております。期間は、10年が7件、6年が14件、5年が5件、4年3か月が8件、3年が1件、2年11か月が1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の説明に入ります。A3のホチキスで留めておる別の用紙をご覧ください。

説明の前に、この総括表の2ページ目の上から5件目のナンバー27番、●●●●●●●●●●さんの代表者が●●さんとなっておりますが、●●●●●●●●●●さんの間違いです。それと、住所のほうも番地が●●●●番地になっておりますが、●●●●●●●●●●番地の●●の間違いになっておりますので、また訂正のほうよろしくお願ひします。

それでは、説明に入ります。全部で41件ありまして、貸付先は、個人30件、法人11件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が1件、使用貸借権が40件となっております。期間は、10年が2件、6年が39件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が非常に多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は、整理番号指定の上ご発言を願ひします。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、整理番号34番、農地中間管理事業対象農用地の19番から22番、24番、27番を除く議案第15号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、私の関係議案と藤澤委員、松岡委員の関係議案である整理番号34番、農地中間管理事業対象農用地の19番から22番、24番、27番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。

議長（会長職務代理者）

それでは、松原委員、藤澤委員、松岡委員の退席をお願いします。

（松原委員、藤澤委員、松岡委員 退席）

議長（会長職務代理者）

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、農業委員さんのほうの案件は7件で、賃借権が1件、使用貸借権が6件となっております。期間は、10年が3件、6年が3件、3年が1件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長（会長職務代理者）
全委員

説明が終わりました。何か質疑ありますか。

「質疑なし」との声あり。

議長（会長職務代理者）
全委員

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」との声あり。

議長（会長職務代理者）

では、原案のとおり承認致します。退席されている松原委員、藤澤委員、松岡委員の再入場を求めます。

（松原委員、藤澤委員、松岡委員 着席）

議長（会長）

それでは、続きまして、日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第16号を議題と致します。

農林水産課

農業経営改善計画の審査についてということで、まず、番号1、●●●さん。このたび新規で、先ほど面接をしていただきました。●●さんは、住所はさぬき市●●●●●●●●番地の●、昭和●●年●●月●●日生まれの●●歳です。

経営改善計画のほうをご参照ください。

現在、水稻とブロッコリー、アスパラガスを栽培しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としましては、新規品目として麦を導入し、アスパラガスやブロッコリーについても規模拡大を図る計画です。水稻は作付面積が現在2.2haですが、5年後の目標として3.6haまで増やす予定です。ブロッコリーは作付面積が現在0.2haですが、5年後0.3haに増やす予定です。アスパラガスは作付面積が現在0.04haですが、5年後0.14haに増やす予定です。麦については現在作付はしていませんが、5年後にはhaを作付予定です。農用地及び施設について、所有地は田が8aで、5年後も8aの予定です。借入地については、田が277aですが、5年後には420aまで増やす予定です。●●●●●、●●●地区に農地があり、農業委員会や農地機構を通じて、隣接圃地を中心に集積し規模を拡大する予定です。施設についてはビニールハウスが2棟ありますが、作業所と農舎を1棟ずつ建て、あとビニールハウスについては4棟に増やす予定です。活動につきましては奥さんと2人で行っておりますが、農繁期で忙しいときは臨時雇用で対応していきます。年間所得は現状190万円ですが、5年後の目標として470万円に増やす計画です。●●地区の担い手として、補助制度等を活用して規模拡大や農地の集積にも尽力してもらえらるものと思います。よろしくをお願いします。

2番目の●●●さんですが、この方は継続になります。住所はさぬき市●●●●●●●●番地●。昭和●●年●●月●●日生まれの●●歳です。経営改善計画をご参照ください。営農活動の現状と目標ですが、現在、水稻と麦及び作業受託が活動内容になります。水稻は現在5.5haですが、5年後の目標は現状維持の5.5haです。それから、肉用牛、F1の頭数を現在400頭から5年後には430頭に増やす予定です。●●さんは和牛とホルスタインの子どもを仕入れて8から10か月飼育して出荷をしているそうです。農用地については現状維持の予定です。それから、牛舎を1棟更新する予定です。今後後継者についても検討していくそうです。あと、年間所得は、現在800万円から5年後に840万円に増やす計画になっています。

続きまして、番号3の●●●さんですが、この方も継続になります。住所はさぬき市●●●●●●●●番地●。昭和●●年●●月●●日生まれの●●歳で

す。

別紙の経営改善計画を参照してください。営農活動の現状と目標ですが、現在、水稲、イチゴが活動内容になります。水稲は現状維持、イチゴは栽培管理の徹底により収量を増やす予定です。それから、農繁期には臨時雇用を増員し、労働力の確保をします。●●さん自身高齢ではありますが、まだまだ元気で、後継者についても今後5年間で検討していくそうです。それから、農用地及び農業生産施設については現状維持です。年間所得を現状の430万円から480万円に増やす計画になっています。

それから、番号4の●●●●さん、●●●●さん。この方も継続審議になっています。住所はさぬき市●●●●●●●●●●番地●。昭和●●年●月●●日生まれの●●歳です。妻●●さんは昭和●●年●月●●日生まれの●●歳です。経営改善計画を参照してください。平成27年に家族経協定を結んでいました。●●さんも今回追加認定になります。水稲は現状維持、ミニトマトは16aから20aに増やす予定です。病虫害防除や肥培管理を徹底して行い、収穫量を10a当たり8,000kgから10,000kgに増やす予定です。今後は環境制御システムや炭酸ガス発生装置の設置も検討しているそうです。それから、農用地は、自作地を102aから112aに増加予定です。借入地は現状維持で、特定作業受託面積は20aから10aに減らす予定です。ハウスは1棟増やす予定です。年間所得を現状360万円から480万円に増やす計画になっております。

引き続きの継続についてご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。本議案につきまして、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら報告をお願い致します。

蓮井セツ子委員

1番の●●さんですけれども、●●地区は高齢化をしておりますし、担い手もないというような中山間地域の農業を今現在守ってくれておりますが、麦も栽培をして面積を増やしていこうという意欲を持っておりますので、新規就農として認めていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、2番の●●さん、4番の●●さんにつきましても、お二人ともしっかりとした農業体験の実績を持った方でございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員

3番の●●さんですけど、人生の先輩でもありますし、立派にやられておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。
議案第16号について質疑号がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第16号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。
続きまして、日程第8 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第

今回の推進委員につきましては、現在の農業委員同様に、任期が本年7月19日で満了ということでございます。さぬき市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例で定められました28人の新たな委員の委嘱について行ったものでございます。

ご覧のとおり、皆様方のご協力もあり、この28名でということ、その経緯のほうを申し上げますと、先般の募集要項を伴いまして、本年2月21日から3月23日までの約1か月間の募集をさせていただいております。対象者につきましては、ご存じのとおり、農業者であつたりとか農業者が組織して作る団体その他の関係者に対しまして、推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集受付を行いました。

内訳と致しましては、個人推薦が19人、それと、自治会、農事組合法人といった団体からの推薦が5人、それと、自ら応募された方が6人の総計30名の応募がございました。

その後、当該応募者の中から推進委員の候補者を選出するために、定数を超えていた2地区、富田中・南川、また、長尾西・昭和地区で、この2地区につきましては会長をはじめまして会長職務代理者、地区代表委員らにより面接を5月21日に行いまして、評価点数の合計が上位の2名ずつ、今お配りしておりました推進委員案に記載されています方々の委嘱予定を来月の臨時総会に上程しようとするものでございます。

以上で、皆様方、今一度見ていただいて、各地区の5地区、2名から8名程度のところもあろうかと思えますけれども、ご覧いただきまして、案として新農業委員さんの方のほうに上程したいということでございます。以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。今回の結果を踏まえ、新たな農業委員のもと議案として上程してよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、次回の議案として、28名を上程致します。
ほかに、事務局、ありませんか。

事務局

引き続きまして、令和3年度の農地利用の最適化の推進に関する改善意見の集約のほうを報告させていただきます。

こちらのほうは資料がございません。口頭で説明させていただきますと、まず、経緯でございますが、令和2年5月20日から各地区代表を介しまして配布をさせていただきまして、来年の農業者における現場での改善意見を取りまとめをさせていただきました。

まず、報告をさせていただくと、大きく県と市がでございます。県のほうにつきましては、ご覧の今日のお手元の資料の農政情報、こちらのほうの中に、開いていただくようになりますが、こちらの4ページが昨年、今年度に向けての要望書。今から申し上げるのが来年度に向けた要旨を報告させていただきます。そちらのほうの2年度と3年度を見ていただきながらお聞きいただきたいと思えます。

まず、県に対しては、遊休農地の発生防止と解消に関する事項と致しましては、第1種農地の遊休農地の所有者の課税強化、それと、小規模な基盤整備の推進強化、それと、野生鳥獣害の被害の対策強化が3件上がっております。また、新規参入の促進に関する事項と致しましては、新規就農者に係る支援、人づくり、あるいはリーダーの育成を求めています。

また、本市につきましては、農地利用の最適化の効率化に関する事項と致しまして、農地の下限面積の緩和の早期実現、それと、農地転用等の厳正な対応となっております。

このような形で、令和3年度の農地利用最適化推進施策等に関する改善意見につきましては、今後、香川県農業会議を介しまして農林水産部長宛てに意見書をお送りし、今年11月には国会のほうに要求をすると、要望していくという流れになっておりますので、報告をさせていただいております。ご協力ありがとうございました。

それと、補足でございますけども、あと細かいところで申し上げられておるのは、農耕トラクターの大型化によりまして、公道の走行、道路運送、送迎の車両法の運用見直しにおきまして、後ろの耕うんする機械が幅と大きさの延長になりますと特殊免許を取らないかんということだろうと思います。それに対する経費の助成増額等に対しましても要望をしていきたいなというふうに考えておりますので、補足させていただきます。

それと、来月の定例会でございますが、8月20日木曜日1時30分から寒川庁舎301、302会議室となっておりますので、よろしくお願い致します。

事務局

続いて、1件報告させていただきます。

5月定例会において審議していただいた●●●●様と●●●●様の3条申請の中で、●●●●様から協力者の誓約書をいただいておりますが、令和2年6月17日に●●●●様から取下書の提出があったことを報告させていただきます。以上です。

佐藤恭一委員

それについて、私からちょっと補足をさせていただきますが、構んですか。

5月の定例会で、少しでも早く許可を得るために、私みたいな力不足の者が協力するという確約書みたいなのに判を押しました。だけど、私では力不足というのはよく分かったので、今回それを取り下げることにしました。

そして、事務局に、今回のこの場をお借りして、今度、農業委員、推進委員になった方に、今度ご協力を得るようお願いできませんでしょうか。近くでないし、何かもう前回、今度の農業委員まで、どんな体制でもう、こんだけ、去年の6月18日で、6月やから6月20日ぐらいに申請したときからも遊休農地かしてあるのを、1年かかってまだ許可も出ず、どんどん山になって木が生えよる状態の分を、今度、手伝えって、そんなこと、とてもじゃない、遠くの私みたいな者はできんというので、もうとにかく地元の推進委員と農業委員に協力をお願いしたいと思いますので、よろしく対応のほど、もう私はおらんようになるから。

それと、もう最後やけん言わせてください。農地法の施行令細則に17条いうのがあります。私もまだ、ここ農業委員の任期中にどうにか空き家対策の下限面積を下げるために政策課とも一生懸命頑張ったんですけど、政策課課長も替わり、ただ、ちょっとの望みいうたら、私まだ建築士会の理事をしまして、調査研究委員会では空き家に対する法律改正の分をまだ今から頑張ろうとはしていますけど、あくまで17条、細則のところの解釈がさぬき市の農業委員でできん限り、いつまでたっても空き家の農地付きというのは解消されない。

10年かかるか20年かかるか分からないんですけど、とにかく空き家の調査に行って感じるの、皆さん都会に行って、田舎に家と田んぼが残ってる人の処分ができない。もう常にそんな話ばかりなので、そういう空き家に対する分だけは幾分配慮しないと、今回のように、どんどんどんどん日月がたつほど遊休になって、まだ今だに権利移譲、空き家というものは田んぼと家はセットやから、田んぼの許可が出た後に所有権移転して、今度は建物をリフォームするのにまた二、三か月かかるということは、今度、移住するのが許可出たらまた半年後というようになったら、その間、誰が田んぼをするのかというのが、物すごい、今、法律というか、特に全国、国交省が取り

上げよる空き家対策に対して、次に残られる農業委員さんはいち早く改善するようにお願いして、私の最初の最後の、皆さんの今度、多分、いずれは変わると思いますけど、その頃には、もうそれこそ法律が変わるまでには相当時間かかります。よろしくお願い致します。どうも長い時間ありがとうございました。

議長（会長） 他にありませんか。

大塚ノブ子委員 私、7月12日の●●地区の現地確認のときに、●●●●さん、●●●●さんの関係する田んぼを見ました。大きな石はのいておりましたが、まだまだ石が残っております。復旧する田んぼの状態ではまだありませんので、なるべく早くお願いしたいと思います。

十河道夫委員 先ほどの同じ案件なんですけど、●●さんが新規就農のサポート役ということで、名前3人はおったと思うんですけど、3人、●●さん入れて。3人かな、事務局。

佐藤恭一委員 協力者。

十河道夫委員 協力者かな。

佐藤恭一委員 協力者は●●●●さんがいところなので。

十河道夫委員 それと。

事務局 あと、●●さんと、当初からの親戚の方、書かれていたのは4名です。ただ、親戚の方については遠いところもあって、地元の方々に協力を仰げたらなという話で進めてはいきました。

十河道夫委員 その●●さんというのは確認取れたんですか、協力するという。

事務局 ●●さん確認はしたんですけど、●●さん自身は協力するという話もなかったようなので、あくまで苗の購入先として●●さんのほうで考えられていたということでありました。

十河道夫委員 ●●さんはあれかな。

事務局 ●●●●さんについてはもう、お話もさせていただいて、誓約書の提出も受けております。

十河道夫委員 ほんで、その●●さんのほうは、●●君、言うとか、協力者おりますと。

佐藤恭一委員 協力者とかどうこうじゃなくて、本人がするというのに協力者がそこまで手伝うというても、●●●●さんというのは●●さんのいところであって、所有権移転したら●●さんとは他人ですから、もうそれがいかんのだったら、もう一遍不許可にしたらいいと思います。

もう本当に、もう1年もたって田んぼします、わざわざ県に審査請求までして、3条不許可は不当であるまで、間違うとるいうて県知事が言よるようなものを、まだ何でこんな長いこと引っ張って引っ張ってからに、それで誰かがそりゃあ田んぼを耕してくれよんならええけど、どんどんどん山になりよるのを、こんな何か、本当、法律があって法律が全然解釈できとらん

ようなことが本当不思議でいかんですが、これは。

普通は法律というのは、ただし書きで助けるというのは聞いたことがあるけど、法律を除外して、下限面積を満たして営農計画書があって不許可になる自体がおかしいから県に審査請求したんであって、県は3条不許可を不当として差し戻されて、法律で合うとることが何でこんな1年もたって許可下りんのですか。こんなんでもたらめじゃわ、ほんまに。

十河道夫委員 いや、そんなこと聞いてない。

佐藤恭一委員 そんなことって。

十河道夫委員 その協力者の中に。

佐藤恭一委員 協力者いうて、ほんで地元の農業委員は協力せんのですか、広島から移住してから田んぼする人を。

十河道夫委員 いやいや、協力者がと言うので提出した。

佐藤恭一委員 だから、力不足です。僕もう農業委員やめたら田んぼなんかしませんよ。

十河道夫委員 それは言うたらいかんやろう。

佐藤恭一委員 だから、もう力不足ですと言よるわけやから。

十河道夫委員 力不足やったら。そんなことない、今から力つけたらいい。

佐藤恭一委員 いやいや、もう。

十河道夫委員 認定農家やったら助けてあげたらええじゃない。

佐藤恭一委員 もう55は定年ですから、もう私は。

十河道夫委員 ああ、済まんのう。

佐藤恭一委員 農家は55でもう私、定年の年になった。

十河道夫委員 要は、提出したということは。

佐藤恭一委員 それを取り下げた。

十河道夫委員 取り下げたということは、それが有効やから取り下げたんでしょう。

佐藤恭一委員 だから、私はもう取り下げました。それで、次のが見つからなったら、また不許可にしたらどうですか、そうしたら。誰かそれを事務局に、地元の人にお問い合わせするいうて、お盆を預けたというか、それを事務局にお問い合わせして私はもう去っていくという話。

十河道夫委員 ほな事務局がそれを受けませんというたらどなんする。

佐藤恭一委員 それだったら、また延々許可は出ないでしょうね。

十河道夫委員 許可じゃなくて、その許可とは別に、協力者の話をしてる。下りるという

のも●●さんにもう言うとするんか。名簿を出したんやろ。

佐藤恭一委員 ●●さんには必要ない。●●●●さんに出したらええんちゃうの。

十河道夫委員 だから、その受け取った●●さんに。

佐藤恭一委員 それちゃんともう毎日、どうなってますかという連絡いただいて。

十河道夫委員 だから、それも●●さん本人にも言うとするんか。

佐藤恭一委員 言いました、言いました。

十河道夫委員 言うたんやな。

佐藤恭一委員 そうです。●●●●さんに言いました。

十河道夫委員 ●●さんは。

佐藤恭一委員 ●●さんに言いましたよ。

十河道夫委員 言うとなやな。

佐藤恭一委員 はい。

十河道夫委員 間違いなく。

佐藤恭一委員 間違いない。それは向こう、聞いとる聞いとらんかは、それは。

十河道夫委員 いや、聞いとる聞いとらんじゃない。

佐藤恭一委員 じゃけん、僕は取り下げた。僕の話やから。●●さん関係ない。

十河道夫委員 いや、そうじゃなくて、あんたの話をしよる。

佐藤恭一委員 じゃけん、僕は取り下げただけ。

十河道夫委員 許可が下りん限り取り下げられんやろう。

佐藤恭一委員 許可が下りなくてもええから、私しよるんです。

十河道夫委員 それは失礼なやろう、みんなの前で、ほんなこと。

佐藤恭一委員 いや、失礼いうたって、これ今度で、ほな仮に、それをして今からまた石のもうあと20cmのもう、どんだけ努力して石のけてで、もうこれ以上してで、また今度は8月また、石の20cmよりかはもう大きいのはないのに、それ、この20cm以下ののをのけい言い出したらどうするんな、ほんなら。

十河道夫委員 のけないかんやろ、普通、おまえ。

佐藤恭一委員 田んぼのあぜへでもようけ石あるで。ほんなん石がないようなあぜがどこにあるんな。20cm以上のものはありませんもう。そこまでしました。

十河道夫委員 20cm以下でもがらがらになっとったら田んぼは引けんやろう。

佐藤恭一委員 いや、そんな、田んぼいうても、そんな、ようけある田んぼで、1か所のこの部屋もないようなとこに石があるんで不許可にするんですか、ほしたら。

十河道夫委員 そりゃそうじゃやろう。

佐藤恭一委員 ああ、そうですか。もうそれなら不許可で、もうどなんもできんわ、そんなん。もう次から次へとで、石のけじゃ、固いところは耕せじゃいうて、そんなこと言うたら絶対許可出んのやけん、もう諦めたほうがええ。

十河道夫委員 田んぼとして売るんやったら、田んぼとして買う人は当然作れるようにしとかないかん。

佐藤恭一委員 まあまあそれは法律ですよ。

十河道夫委員 だから、法律にのっとって話しとるんじゃないの。

佐藤恭一委員 だから、もう僕おらんようになるから、もう来年というか今年の8月や9月まで一生懸命に延ばしたん。

十河道夫委員 それはおまえ、私辞めますが、みんなが責任残して辞めるんか。

佐藤恭一委員 当たり前でない、そんなん。当たり前でない、そなた責任言よったら切りがないでないの。

十河道夫委員 おまえ、お父さんの顔が潰れるわ。情けない。

佐藤恭一委員 自分やって、認定農家いうていっぱい草ぼうぼうにしとってからに、よう言えるわ、ほんま、ほんんことが。

議長（会長） 他にございませんか。
ないようですので、以上をもちまして、令和2年7月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議ありがとうございました。

(14時45分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査の答申について
賛成委員・・・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 4番

署名委員 5番